



名鍍会活動について報告させていただきます。

平成24年10月24日（水）に、名鍍会10月度例会を愛知県鍍金工業組合2階講堂にて、33名の参加にて開催いたしました。

今回は、中部地区を中心に産業廃棄物の処理を行っている株式会社ミダック様に「産業廃棄物処理の現状と法改正について」というテーマでご講演いただきました。

内容は、株式会社ミダック様の事業内容と今年6月に改正施行された「水質汚濁防止法」について概要、事例、改正内容などについて詳しくご説明いただきました。

株式会社ミダック様は、北関東から関西までの広いエリアの、様々な種類の産業廃棄物を処理する能力を有していて、各事業所とも優良の認可を得ているそうです。また、様々なボランティア活動にて地域にも貢献しているとのことでした。

「水質汚濁防止法」の改正については、年々水質汚染の事例が増加しており、その原因が生産・貯蔵設備の老朽化や使用の際の作業ミスなどが大半であることが、今回改正される背景にあるとのことでした。

主だった改正内容としては以下の3点があり、

- ① 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届け出規定
- ② 構造等に関する基準順守義務
- ③ 定期点検義務

これらについて、管轄行政等と協力しながら改善していく必要があります。



挨拶する笠間会長



改正された水質汚濁防止法の既存施設への適用までに取り組んでいかないといけない問題なので、今回改めて勉強することができて良かったと思います。